

令和 5 年 8 月 28 日

関 係 各 位

椎葉村バレーボール協会

会長 那須秀徳

令和 5 年度椎葉村バレーボール協会へのチーム登録及び
「第 1 回椎葉の郷バレーボールまつり」の開催について（案内）

残暑の候、村内のバレーボール愛好者の皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、本協会では、本年度、組織の改編と事業の再構築を下記のとおり行うことといたしました。

皆様方には、主旨をご理解いただき、本協会の運営へのご協力及び事業へのご参加をよろしくお願いいたします。

記

1. 本協会の組織改編について

- ① 本協会への登録チームの代表者を本協会の理事とし、現在の専門部理事と併せて本協会の構成員とします。
- ② 登録チーム理事と競技部門ごとの代表者と各専門部長を常任理事とし、常任理事会として本協会の運営に携わるものとします。
- ③ 詳細は、同封の「椎葉村バレーボール協会規約」、「椎葉村バレーボール協会登録及び登録料に関する規程」、「椎葉村バレーボール協会専門部設置規程」をご参照ください。

2. 「第 1 回椎葉の郷バレーボールまつり」の開催について

- ① これまで「体力づくりバレーボール大会」として行ってきた、本協会主催のバレーボール大会を、交流と親睦をメインとする「バレーボールまつり」として開催することとしました。
- ② これまでと同様に、村内在住・在勤の人を参加対象としていますが、新たに男女混成の部を創設しました。
特に、女性のみのチーム編成が難しい場合などの女性の参加機会の創出を図るものであります。
- ③ 参加チームは、本協会へのチーム登録を必要とします。

3. 「椎葉村バレーボール協会登録」について

同封の「椎葉村バレーボール協会登録用紙」により登録手続きを行ってください。

4. 「第1回椎葉の郷バレーボールまつり」への参加について

同封の「第1回椎葉の郷バレーボールまつり開催要項」をご覧いただき、申込用紙により申し込みください。

(問い合わせ先)

椎葉村バレーボール協会 事務局長 松岡哲寛
連絡先 67-3206 (役場農林振興課内)

椎葉村バレー ボール協会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、椎葉村バレー ボール協会と称し、事務局を椎葉村内におく。

(目 的)

第 2 条 本会は、椎葉村におけるバレー ボール競技の普及発展と競技力向上及び相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行なう。

- (1) バレー ボールの普及及び競技に関する企画実施。
- (2) 競技者及び審判員の育成と技術の向上。
- (3) 各種講習会の実施。
- (4) その他、目的達成に必要な事業の企画及び実施。

(組 織)

第 4 条 本会は、村内の登録されたバレー ボールチーム及び本会の趣旨に賛同する団体並びに個人をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名以内
- 3) 理事長 1名
- 4) 副理事長 1名
- 5) 常任理事 若干名
- 6) 監事 2名以内

(会長及び副会長)

第 6 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。会長は、常任理事会において選出し、総会において承認する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。副会長は会長が推薦し、総会において承認する。

(理事長及び副理事長)

第 7 条 理事長は会長の諮問に応ずるとともに、本会の企画運営を総理する。理事長は常任理事の互選とし、常任理事会において選出する。

2、副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代理する。副理事長は常任理事の互選とし、常任理事会において選出する。

(常任理事)

第 8 条 常任理事は、各専門部長及び登録チーム代表者の部門別代表各 1 名と

し、本会の運営にあたる。

(理 事)

第 9 条 理事は、各専門部員及び登録チーム代表者とする。

(監 事)

第 10 条 監事は、本会の財務に関する監査を行う。

2、監事は、常任理事会において推薦し総会において承認する。

(任 期)

第 11 条 役員の任期は 2 年とする。但し再選を妨げない。

2、任期中に交代した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 12 条 事務局に局長を置く。なお、必要に応じ局員を置くことができる。

2、局長及び局員は、理事長を補佐しながら会務に従事し、各会議に出席する。

3、局長及び局員は、常任理事会において推薦し総会において承認する。

4、局長及び局員の任期は、役員のそれと同じとする。

(会 議)

第 13 条 本会の会議は次のとおりとする。

1) 総会

2) 常任理事会

3) 専門部会

(総 会)

第 14 条 総会は、本会の最高議決機関であり、会長、副会長、常任理事、理事をもって構成し、過半数の出席をもって成立する。

2、総会は、会長が年 1 回招集する定期総会と必要に応じて召集する臨時総会とする。臨時総会は常任理事の 3 分の 2 の賛同をもって招集することができる。

3、総会は、事業計画及び実施報告の承認、予算及び決算の承認、役員の承認、規約の改廃について協議・決定する。

(常任理事会)

第 15 条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、必要に応じて理事長が招集する

2、常任理事会は、本会の企画運営に関する事項、緊急重要事項を協議・決定する。

(専門部会)

第 16 条 専門部会は部長、部員をもって構成し、必要に応じて部長が招集する。

2、専門部会は専門部の企画運営に関する事項を協議・決定する。

(会 計)

第17条 本会の会計は、負担金（登録料含む）、補助金、寄付金、その他の収入をもっててる。

2、本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

（上級団体及び友誼団体）

第18条 本会は、入郷地区バレーボール協会及び椎葉村体育協会に加盟する。

附 則

1、本会の規約は、昭和55年4月1日より施行する。

昭和59年 6月14日改正

平成27年 5月 1日改正

令和 元年 5月 9日改正

令和 5年 8月 1日全部改正

